

勝央町で木造住宅を建てませんか？



— 令和6年度 勝央町木造住宅普及促進事業のご紹介 —

岡山県産材の利用促進、また地域経済の活性化を図るため、勝央町内に木造住宅を新築される方に対して、補助金を交付する制度があります。

1. 補助対象となる住宅（次の①～③のすべてに該当する住宅。）

- ①勝央町内に居住するために新たに建設される一戸建て木造住宅で延床面積66平方メートル以上の住宅（建売住宅を含む。）
- ②台所、玄関、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有する住宅
- ③主要構造部材（土台、大引、根太、柱、間柱、筋交、梁、桁、束、母屋及び棟木）に県産乾燥材を8立方メートル以上または県産森林認証材を4立方メートル以上使用する住宅

※既存住宅を除去して、同一場所に新築する場合は対象となりますが、増改築及び模様替えは対象となりません。

2. 補助対象となる方（次の①～②のすべてに該当する方。）

- ①勝央町内に居住するための住宅を新築する方または販売する方（建売住宅の場合）
- ②勝央町税及び上下水道料金に滞納がない方

3. 補助内容

- ・ 新築一戸あたり20万円
- ・ 特定住宅（町内施工業者が施工する住宅）については新築一戸あたり30万円

4. 受付期間

令和6年度：令和6年4月1日～令和7年3月22日まで（閉庁日を除く）

※ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。

おかやまの木で家づくり支援事業（岡山県の新築木造住宅補助事業）の申し込みをされている方は、「交付決定及び額の確定通知書」の交付から起算して3ヶ月以内に申請書を提出してください。
おかやまの木で家づくり支援事業の申し込みをされない方は、棟上げの10日前までに申請書を提出してください。

5. 申し込み方法及び手続の流れ

詳しくは、裏面をご覧ください。また、申請書等の様式は、町HPよりダウンロードいただくか、

勝央町役場産業建設部の窓口までお越しください。

6. 申込み・問い合わせ先

〒709-4316

岡山県勝田郡勝央町勝間田 201

勝央町役場 産業建設部

TEL 38-3112 FAX 38-3120



◎ 交付手続の流れ

① 交付申請書の提出

棟上げの10日前まで(おかやまの木で家づくり支援事業の申し込みをされている方は、「交付決定及び額の確定通知書」の交付から起算して3ヶ月以内)に必要な書類を提出してください。



② 補助金の交付決定

提出書類を審査し、適当な場合は補助金交付決定通知書を交付します。



③ 補助金の請求

補助金請求書を提出してください。



④ 補助金の交付

補助金をご指定の口座に振り込まれます。

注意事項

- ※ 県産乾燥材とは、岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例（昭和32年岡山県条例第21号）第3条第1項の登録を受けている製材業者が、25%以下の含水率に至るまで乾燥させた国産材製材品（皮剥等の加工丸太を含む。）をいいます（同項の登録を受けている製材業者が製材したラミナを活用した集成材またはCLTを含む。）。
- ※ 県産森林認証材とは、第三者機関の認証を受けた県内の森林管理認証（FM認証）森林から生産された原木を使用した県産乾燥材をいいます。
- ※ おかやまの木で家づくり支援事業の交付決定及び額の確定通知書を受けている方は、その通知書の写しを添付していただくことで、交付申請の添付書類の一部を省略することができます。（詳しくは、担当部までお問い合わせください。）
- ※ おかやまの木で家づくり支援事業については、岡山県ホームページを閲覧いただくか、（一社）岡山県木材組合連合会（TEL086-231-6677）または岡山県庁農林水産部林政課（TEL086-226-7452）へお問い合わせください。（補助金は施工業者に交付されます。）
- ※ 既に補助金の交付を受けている住宅は対象となりませんので、ご注意ください。